

秩父市議会市議会だより編集委員会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市議会会議規則（平成17年秩父市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第166条第1項の規定に基づき、市議会だより編集委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、市議会だよりの編集に関することとする。

(定数)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(運営)

第6条 会議規則及びこの訓令に定めるもののほか、委員会の運営については、秩父市議会委員会条例（平成17年秩父市条例第264号）に定める常任委員会の運営の例による。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。